

2018年2月議会一般質問

2018. 3. 2 日本共産党 五十嵐 完二

日本共産党の五十嵐完二です。私は、「働き方改革」等について、本市の財政問題等について、質問いたします。

1. 「働き方改革」等について

(1) 「働き方改革関連法案」に対する評価と対応を伺う

最初に、「働き方改革」等についてです。

安倍政権は、2017年3月の「働き方改革実行計画」をもとに、「働き方改革関連法案」を策定し、開催中の国会を「働き方改革国会」と名付け、「歴史的な大改革に挑戦する」と宣言し、法案成立をねらっています。

この法案は、労働基準法をはじめ、パートタイム労働法、労働者派遣法、労働契約法、雇用対策法など合計8本の法律改正を一つの法案にまとめています。それぞれがきわめて重大な問題点を含んでいるにもかかわらず、安保法案の時と同じように、「一括法案」という禁じ手を使っています。

この法案には、「改革」ではなく、今よりもさらに悪い事態をもたらす項目と、労働者の要求に応えるポーズをとりながら、実際にはなんの役にもたたない項目があります。

現状よりさらに事態を悪くするのが、労働時間法制の改悪です。電通の新入社員や新国立競技場建設の若い労働者の過労自殺に象徴されるように、過労死や過労による精神障害の発生が後を絶ちません。

過労死を生まない社会に転換することは誰もが求めています。今回の労働基準法改正案はそれに逆行し、過労死を増加させるリスクを高めるものです。

第一は、高賃金の特定専門職ホワイトカラーを労働時間の規制対象から除外する「高度プロフェッショナル制度」の導入です。この法案は2015年春に国会に上程されましたが、「過労死促進法案」「残業代ゼロ法案」という強い批判もあって審議入りできない状況が続いてきました。「高賃金（当面は年間1075万円以上）・特定専門職（研究開発職など）」という適用範囲の限定も、法案成立後、政令又は省令で徐々に範囲を拡大することが予想されます。

この制度でメリットがあるのは使用者側だけで、労働者側にはなんのメリットもありません。この制度の導入を一貫して主導してきたのは経団連です。労働側は、連合も、全労連も、すべての労働団体がこぞって猛反対しています。この制度が働かせる側である財界の立場にたった制度であることは明らかです。

第二の問題は、長時間・ただ働きの温床になっている裁量労働制の適用範囲を

営業職にまで拡大することです。裁量労働制が適用される労働者は、あらかじめ労使で決めた時間以上に働いた場合でも、その分は労働時間としてカウントされません。

第三の問題は、残業時間の上限に関する新たな規定です。時間外労働の法定限度時間を「月45時間、年360時間」としていますが、業務量が大幅に増加する場合は、1か月100時間未満、2～6か月平均で80時間までの残業を認めるという内容です。80時間、100時間というのは厚生労働省が過労死として認定するレベルであり、まさに過労死促進法案です。

昨年の2月議会の3月3日の一般質問で、この時は「働き方改革実行計画」の策定過程でしたが、わが党の平議員が同様の指摘を行い、「繁忙期であっても、残業時間は月45時間、年360時間とするよう国に求めるべき」との質問に対して、市長は「長時間労働の是正は労働者にとって大変重要と認識しており、国会などさまざまな局面での今後の議論を注視していきたい」としました。

いよいよ注視しているときではなくなりました。この法案に対する評価並びに市長として国に廃案を求めるよう意思表示を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

(2)「働き方改革関連法案」で「同一労働同一賃金」など非正規雇用の処遇改善はできると考えるか

「働き方改革実行計画」は「同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善」を掲げていますが、今回のパート労働法改正案や労働者派遣法改正案は建前とはまったく異なっています。法案には「同一労働同一賃金」や「均等待遇」という文言は使われていません。「不合理な待遇の禁止」をうたっていますが、正社員とパートや有期雇用労働者の「職務の内容」が同じであれば同一賃金にするというものではありません。「職務の内容」だけでなく、「職務の内容及び配置の変更の範囲」も同じでなければならず、パートや契約社員のほとんどは転勤などないことから同一賃金にはなりません。

安倍首相は、2016年8月の記者会見で、「同一労働同一賃金を実現する」「非正規という言葉がこの国から一掃する」と威勢よく語っていましたが、空約束でしかないことが明らかになりました。

市長は、今回の「働き方改革関連法案」で「同一労働同一賃金」など非正規雇用の処遇改善はできると考えているのでしょうか。

(3)教職員の「働き方改革」、中教審の中間まとめの受け止めと本市の対応について

次に、教職員の働き方改革についてです。

昨年12月に中央教育審議会は「学校における働き方改革」に関する「中間まとめ」をおこないました。教員の長時間労働は、1990年頃から深刻化し、社会に知られ始めました。しかし、国はそれはあくまで「各地方教育委員会が適切に管理する事柄」であり、国の問題ではないと対応しませんでした。

国会での追及を受け、国は2006年によりやく「教員勤務実態調査」をおこなうことになりました。じつに40年ぶりの全国調査でした。その結果は、平均して平日1日3時間37分の超過勤務という深刻な長時間労働でした。文部科学省は2008年3月に「学校現場の負担軽減のための取り組みについて」という通知を出し、全国各地の教育委員会は「学校現場の負担軽減」にとりくみはじめます。

2016年に再度の全国実態調査がおこなわれましたが、各地で「負担軽減」が取り込まれたにもかかわらず、教員の勤務時間がさらに増えているという衝撃の結果が発表されました。

この結果を受け、政府は教員の長時間労働問題を、政府の重要方針に位置付け、「経済財政運営の改革の基本方針2017」では「教員の厳しい勤務実態を踏まえ、長時間勤務の状況を早急に是正する」としました。

文部科学大臣は、昨年6月、中央教育審議会に「学校における働き方改革」について諮問をおこない、中教審での審議が始まります。大臣は教員の長時間勤務について「看過できない深刻な状況」と述べています。

中教審はこの問題を精力的に審議し、12月22日に「中間まとめ」を公表しました。文部科学省は、すぐに「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表し、今年1月には、全国の教育委員会などに向けた通知をだしました。

教職員の長時間労働の是正には、大きく言って2つの方向があります。一つは、教職員の数を増やすことです。これは中教審の審議でも多くの委員から必要だという意見がでました。2つ目は業務量を減らすことです。

中教審「中間まとめ」は、政府と対決することになる一つ目の教員増を本格的に取り上げることはせず、2つ目の業務量の削減にもつばら力を集中しました。

このままだと、各方面から期待の高い教員増は本格的に審議されずに終わることになります。

質問は、この中教審の「中間まとめ」をどう受け止めるのか伺うものです。

※市教育委員会は、昨年11月に実施した「教職員勤務実態調査」では、出退校簿による昨年5月から10月の残業時間では、月80時間超は小学校で8パ

一セント、中学校で30数パーセントとなっています。調査した昨年5月に過労死ラインとなる1か月の残業時間が100時間を超えた教員は何人か、また5～6月の2か月平均で80時間を超えた教員は何人か、小学校・中学校別にお尋ねいたします。

(100時間 小学43、中学258 80時間 小学177 中学434)

「東京新聞」には、子ども二人の母親でもある女性教諭のことが取り上げられ、1日平均12時間在校して、「ぐずって泣く自分の子どもを抱きしめる力もない」と紹介されています。

いま策定中の2018年度から2020年度までの第二次多忙化解消行動計画では、業務量を減らす取り組みが予定されていますが、この取り組みで過労死ラインはなくすことができると考えていますか。

やはり教職員の数を増やすことが決定的です。これまでもさまざまな機会に国に教員増を求めていると思いますが、平成29年度は本市の基礎定数3751人に加えて、加配教員を344人求めましたが、加配は308人しか認められていません。子どもの教育と、教員の働き方改革、長時間労働の是正のために、市単独でも教員の確保を検討すべきと考えますがどうでしょうか。

(4)「職員配置の適正化」の名もとの行革は残業時間短縮に逆行しないか

次に質問の第四です。まず、県教育委員会でこの1月早々に40代の女性職員が職場で倒れその後亡くなりました。県は、この職員について11月に96時間、12月に108時間の残業をしていたことを公表しました。

過労死認定基準を超えています。

ア この県教育委員会の職員のケースについて同じ公務の職場である新潟市としてはどう受け止めていますか。

イ 新潟市職員の残業時間の実態に関して

新潟市職員の残業時間、月100時間を超える職員は昨年10月が39人、11月16人、12月は19人もおり、最高で1か月で243時間残業した職員もいます。10月の土曜・休日を除いて計算すると1日11時間もの残業です。

2か月平均80時間を超えているのは10月が10人、11月は21人です。

いずれも過労死ライン。この実態はあってはならないと思いますが、どう受け止めていますか。【月100時間超】11月高齢者支援課1 財務課15、12月財務課18 市民病院1) 【2か月平均80時間超】(保育課2)

ウ 臨時・非常勤職員を減らす計画は残業時間短縮に逆行するもの

こうした実態がありながら、今回「職員配置の適正化」の名のもとで臨時職員・非常勤職員を大幅に削減すれば、残業時間短縮に逆行しさらに残業が増えることはあきらかではありませんか。

※また、臨時職員の方から、「仕事の間を守ってほしい。何卒、何卒よろしくをお願いします」との切実な訴えも届いていることも紹介したいと思います。

(5)「無期転換ルール」と指定管理者制度は矛盾する

次は、無期転換ルールに関する質問です。2012年の労働契約法改正により、有期労働契約から無期労働契約への新たなルールとして、同じ使用者のもとでの雇用契約が5年を超える場合、無期雇用契約に転換する制度—「無期転換ルール」が設けられ、2013年4月から施行され、今年4月から無期転換申し込み権が発生します。

この労働契約法改定の趣旨は正社員化を促進するためです。ところが、雇用契約が5年になる以前に「雇止め」にしようという動きが多発しており、新潟労働局は昨年10月12日付けで篠田市長あてに「要請書」を出して、そのなかでは「無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない」としています。そしてこの文書は行政経営課を通じて外郭団体を所管する関係所属長にも連絡が行っています。

財務課が所管する外郭団体である公益財団法人は、一般嘱託職員26名、一般臨時職員87名のうち22名がこの3月末で勤続通算年数が5年となりますが、他の企業に就職が内定した人などを除き半数の11名が失業する事態となっています。

この外郭団体は、この制度が始まる直前の平成25年3月に就業規則を改定して、「平成25年4月1日以降は、全ての期限付き雇用職員を5年以内での雇止めとする」としました。労働局が「労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない」というやり方を、指定管理を多いことから苦渋の選択ともいえませんが、法施行前に就業規則を変えて逃れようとする対応を行いました。新潟市がかかわる外郭団体でこうしたことがおこなわれたことに対する見解を伺うものです。

就業規則を変えなくても、この法律には5年を前にした雇止めを防止する措置がありません。指定管理を受けている企業などは脱法的な対応が起こりやすいとも言えます。市民の正社員化の促進に逆行する指定管理者制度の導入やあり方を見直すべきと考えますがどうですか。

2. 財政問題等について

(1) 市政運営の失敗による財源不足を市民に押し付けず、事業点検は市民とともに次に財政問題等について質問いたします。

「119億円の財源不足」のもと、全事務事業点検で46億円もの事業が削られました。市長は、この間の答弁で「市民サービスへの影響を最小限にした」としていますがとんでもないものです。国民健康保険の法定外繰り入れの削減、子どもの貧困対策に逆行し約2000人が減額となる就学援助費の支給基準の引き下げ、3万7千人もの高齢者に影響がでる高齢者向けインフルエンザ予防接種の見直しは命にかかわるものであり、毎年1500人程度の自転車通学の新入中学生に半額補助していたヘルメット代をやめることも命にかかわるものではありませんか。それ以外にも、高齢者住宅用火災警報機補助、障害者相談員設置費など廃止・削減の事業名をあげるだけで質問時間がなくなるほど枚挙にいとまがありません。このどこが「最小限」なんですか。

ところがあなたは、市政運営の失敗による財源不足を市民に押し付けながら、提案理由説明では市民のみなさんへの謝罪はいっさいありませんでした。今回の予算案提案は、まず市民に謝罪が必要だとは思いませんか。謝罪すれば済むという問題でもありませんが、最低限謝罪は必要ではありませんか。

・昨年11月7日の会見で市長は「合併建設計画が終わってなかなか急激に舵がきれなかったのがこの3年間だ」「まちを急速につくっていくという事業重視という考え方に急ブレーキはかけられなかった」とし、ブレーキがかけられなかった事業としてあげたのは、わが党が大型開発として見直しを主張してきた、連続立体交差事業と中央環状道路、万代島ルート線でした。

本来は当初予算の段階で基金に頼らざるを得なくなった平成26年度頃から事業点検を行い、その事業点検の内容を1～2年かけ市民的議論のもとで精査していくというやり方をとれば住民自治が深まったのではないのでしょうか。

私は、就学援助やインフルエンザ予防接種、中学生のヘルメットをはじめとして残すものは残したうえで、今回は緊急避難的にこういう対応をおこなうが、区自治協議会などをはじめとして1、2年かけた市民的議論をふまえて削減されたものも含めて再度見直すような対応が必要と考えますがどうですか。

(2) 財源不足の要因の大型開発こそ見直しを

私は、見直すべきは市長がブレーキをかけられなかった大型開発だと思います。わが党の代表質問の「新年度予算案で49億5千万円、2月補正でも10億円もかける新潟中央環状道路は財源不足のなかなぜ急ぐのか」との質問に対して、「交通アクセスの向上、混雑の緩和、防災機能の向上、そして交流・連携の

促進や活性化など、本市の拠点性を高める重要な道路です」としてはいますが、私は何故この道路が拠点性向上に結び付くのかわかりません。さらに「沿線で新たな工業用地確保に向けた取り組みが進められているなか、企業活動を支援する物流ネットワークの確保」云々との答弁でした。

こうした呼び込み型の産業政策でなく地域でお金がまわる産業政策の強化こそ必要ではないでしょうか。新潟中央環状道路のことを述べましたが、私は、財源不足ならその要因となった大型開発の見直しこそおこなうべきだと考えますがいかがでしょうか。

(3)BRTは今後も推進するのか。

次の質問はBRTです。新年度予算案のBRT関係予算は、1888万円とこれまでよりは少なめになっています。それでも自転車通学の中学生ヘルメット補助の約10倍です。

その内容は、青山結節点バス待合室を608万円かけて暫定でしかない結節点に半恒久的なものをつくることや、暫定がゆえにバスが待機する場所がないことから青山本村バス停車帯の測量のために320万円などです。しかし、青山結節点のBRT乗り場は寒風が吹きすさび、それは松浜方面の万代の結節点であるメディアシップ前も同様です。急いだあまり暫定整備になり、それを糊塗するためにまたお金をかけるという悪循環です。

BRTの専用走行路をつくり、連節バスをあと4台購入し、さらに南口方面にもひろげていくというこのBRT計画は今後も推進するつもりですか。

※バス利用者の推移について、「開業1年目は0.8パーセント、2年目は2.5パーセント増加」は、ほとんどが28年9月からのシニア半割によるものです。

この秋の市長選挙に名乗りをあげている人が二人います。この議場にもいます。名乗りを上げている人か、それともさらに別の人になるかはわかりませんが、新たな市長のもとで公共交通政策を再構築するべきだと思いますがどうですか。

(4)分権型政令市へ、区役所のあり方は区民の声を生かして

次に、分権型政令市に関して質問いたします。

渡辺有子議員の代表質問で、新年度予算案では「直接区役所に配分する予算」が削減され、出張所の業務見直しがおこなわれ、今後も区役所の職員削減が提案されているが、これは分権型政令市に逆行しており、各区に権限と予算を広げ、分権型政令市を本格的にすすめるべきではないか、と質問したことに対して、「区役所を含めた市役所内部の組織・定員の適正化にもスピード感を持って取

り組んでいく」との、分権型政令市に逆行する答弁でした。

1月19日付け地元紙は「揺れる大きな区役所」との記事を掲げ、そこでは「新潟市が2005年の広域合併前から一貫して掲げるキャッチフレーズ『分権型政令市』が揺れている。市の財政難を受けて8区が独自に取り組む事業費の削減が見込まれる上、区役所組織の見直しも進んでいるからだ。合併地域の関係者からは『これまで掲げてきた大きな区役所、小さな市役所』の看板倒れになりかねない」と懸念の声が上がる」としています。さらに、「合併時に旧巻町長を務めた田辺新・市議は、『旧市町村はそれぞれ生い立ち、特色があり、人口規模だけでは測れない。当時住民に説明した分権型がうそになるようでは困る』」との重いコメントも紹介されています。

財産活用課では、中学校区を基本として公共施設の将来のあり方を検討するためにワークショップなどで丁寧に住民の意見をききながら地域別実行計画を策定していく取り組みは他の自治体も参考に重要な取り組みです。

区役所のあり方について、区自治協議会を中心に、こうした手法も生かして分権型政令市の深化をはかるべきだと考えますがいかがでしょうか。

※旧豊栄市の小川市長は住民の声を受けて、合併協議の際に、分権型政令市をもっとも主張しましたが、分権型政令市に逆行する事態に対して北区長はどうお考えですか。

(5)次期行政改革プランは新たな市長のもとで

最後の質問は、前倒しで策定するとした次期行政改革プランについてです。

職員数をさらに470人削減することや、いっそうアウトソーシングをすすめることなどが柱になっています。市長は「9月議会でお示しできるように」としましたが、前倒ししてまで現市長の下で何故行わなければならないのですか。

急いでやる必要があるなら財源不足を招いた責任をとり辞職して、新たな市長を早く選びそのもとでやればいいのかではありませんか。